# 第1章 計画の策定にあたって

#### 1 計画策定の趣旨

市川市教育委員会は、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、市川市 教育振興基本計画を策定し、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念に掲げ、施策の実現に取り組んできました。

第2期市川市教育振興基本計画(平成26(2014)年度~平成30(2018) 年度。以下「第2期計画」といいます。)の下、各施策の推進により計画の目標を着実に達成してきた一方、第2期計画期間中に毎年度実施した「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」では、さらに充実させていかなければならない施策があることが明らかになりました。

また、社会では、人口減少や高齢化が進み、技術革新やグローバル化が加速 度を増しており、社会の変化を正確に予測することはますます難しくなってき ています。

このため、これからの社会には、教育の普遍的な使命を踏まえつつも、新時 代の到来を見据えた教育政策が必要です。

このようなことから、市川市の教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後 5年間で取り組む施策を明らかにし、市川市における教育政策を実効あるもの とするため、第3期市川市教育振興基本計画(以下「第3期計画」といいます。) を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

第3期計画は、教育基本法第 17 条第2項(平成 18 年法律第 120 号)に 規定された、市川市の教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、第3期計画は、市長と教育委員会の協議の場である総合教育会議における議論を踏まえ市長が策定した「市川市教育振興大綱」を尊重し策定しています。

そして、市川市総合計画の「教育」に関する分野を担うものであり、関連計画とも整合性を図っています。

#### 3 計画の対象

第3期計画は、市川市の教育行政に係る基本的な計画であり、教育委員会が 所管する幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の学校教育及 び生涯学習を計画の対象範囲とします。

# 4 計画の期間

第3期計画の期間は、平成31(2019)年度から5年間とします。